

京都地方最低賃金審議会 公 益 委 員 会 議

令和7年7月17日（木）午前9時00分～

京都労働局 7階 会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- （1）令和7年度京都地方最低賃金審議会専門部会（地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金）の公益委員の選出について
- （2）京都地方最低賃金審議会における会議の公開等について
- （3）特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無の審議について

3 提 出 資 料

- No.1 京都地方最低賃金審議会 公益委員会議 運営規程 p. 1
- No.2 令和7年度 公益代表委員 専門部会・検討小委員会 分担表（案） p. 2

京都地方最低賃金審議会 公益委員会議 運営規程

〈設 置〉

第1条 京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第4条の規定に基づき、公益委員会議（以下「会議」という。）を設ける。

〈審議事項〉

第2条 会議は、審議会の運営に関する事項について、審議を行うものとする。

〈委員長等〉

第3条 会議に、委員長、委員長代理を置く。

2 委員長、委員長代理は、公益委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、委員長代理が委員長の職務を代理する。

〈会議の招集〉

第4条 会議は、委員長が、公益委員間の意見調整等必要と認めたときに招集する。
ただし、年度最初の会議は、審議会会長が招集する。

2 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

〈委員の欠席〉

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

〈会議における発言〉

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

〈会議の公開〉

第7条 会議は、原則として非公開とする。

〈議事録及び議事要旨〉

第8条 会議の議事については、議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は、原則として公開する。

〈規程の改廃〉

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成22年5月21日から施行する。

(案)

令和7年度 公益代表委員 専門部会・検討小委員会 分担表

京都労働局労働基準部賃金室
令和7年7月10日現在

				令和6年度
京 都 府 最 低 賃 金 ¥1,058		河 原 委 員 櫻 井 委 員 東 委 員		○河原委員 櫻井委員 ◎三山委員
検 討 小 委 員 会		委 員 委 員	平成28年度以降設置せず	
特 定 最 賃	①電気機械器具製造業 ¥1,074	上 田 委 員 寺 井 委 員 渡 辺 委 員	臨時委員 臨時委員	◎上田委員 ○寺井委員 東委員
	②輸送用機械器具製造業 ¥1,076	河 原 委 員 守 屋 委 員 弁護士会推薦	臨時委員 臨時委員	◎植田委員 ○河原委員 舟木委員
	③各種商品小売業 ¥1,058	令和7年度は審議会の状況に応じて、判断。	委 員 委 員 委 員	令和6年度は「必要性あり」に至らず、専門部会は設置なし
	④自動車（新車）小売業 ¥1,058		委 員 委 員 委 員	
	⑤金属製品製造業 ¥1,058		委 員 委 員 委 員	
	⑥はん用機械器具製造業 ¥1,058		委 員 委 員 委 員	